

観光関連産業の事業継続に向けた支援を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による観光関連産業への影響が長期化している。繰り返される緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により人流は止まり、観光関連産業はこれまでにないほど厳しい経営状況に陥っている。

政府の支援策である「Go To トラベル事業」は、旅行者がその制度を利用して初めて事業者が支援されるという仕組みになっている。度重なる感染拡大により、同事業は一昨年の年末から一時停止となったまま、現在も再開の見通しが立っていないところである。

新型コロナウイルスの感染収束が見通せない現状において、同事業のような旅行を前提とした支援では、現在、窮地にある観光関連産業を救うことはできないと考える。現状において必要とされているのは、早急な観光関連事業者への直接的な支援である。

観光関連産業は、約900万人の雇用を通じ地域経済を支え、約28兆円とされる市場規模（旅行消費額）により地域の活性化に寄与し、地方創生にも大きく貢献している。本県においても、「観光立県かごしま県民条例に基づく基本方針」の下、農林水産業とともに本県の基幹産業の一翼を担っている。今後も事業を継続していただかなければ、新型コロナウイルスの感染収束後の観光立県が維持できなくなり、インバウンドへの影響のみならず、地域の方々の生業にも多大な影響を及ぼす。

よって、国においては、日本経済・地域経済に活力を与え、雇用を守り、事業継続に取り組む観光関連産業に対する直接的な支援を早急に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣